

総務省 規制の事前評価書

(圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所の圧縮天然ガスの充填及び給油のための停車スペースを共用化する場合の技術上の基準の整備)

所管部局課室名：消防庁危険物保安室

電話番号：03-5253-7524

e-mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

評価実施時期：平成 28 年 11 月

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点

現行法上、圧縮天然ガスを内燃機関（エンジン）の燃料として用いる自動車（以下「圧縮天然ガス自動車」という。）に当該ガスを充填するための設備を設ける給油取扱所（以下「圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所」という。）については、ガソリン等流出事故が発生した際の火災危険性の観点から、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー（圧縮天然ガスを充填する設備）及びガス配管（以下「ディスペンサー等」という。）は、給油取扱所の給油空地外であるほか、給油空地において圧縮天然ガスの充填を行うことができない場所に設置することとされ、給油と圧縮天然ガスの充填のための停車スペースは共用化ができない。一方、規制改革実施計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、「消防庁は、天然ガス自動車の普及拡大を図るべく、ドイツ等諸外国の事例を踏まえ、天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所において、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化するための方策につき、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し結論を得る。」こととされた。

上記計画を踏まえ、消防庁では平成 25 年度から平成 27 年度にかけて「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会」（座長：林 光一 青山学院大学理工学部教授）を開催し給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化する場合の安全対策のあり方について検討を行い、平成 27 年 12 月 24 日に検討結果をとりまとめた報告書を公表した。

今回の改正は、当該報告書を踏まえ、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー等を給油空地に設置して、給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化する場合の技術上の基準を規定するものである。

(2) 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性

①新設又は改廃の目的

給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化する場合の技術上の基準を規定し、圧縮天然ガス自動車の普及拡大を図るとともに、従業員、顧客、消防隊員等の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

②新設又は改廃の内容

圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に係る特例を規定している危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55

号) 第 27 条の 3 では、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー等は給油取扱所の給油空地外であるほか、給油空地において圧縮天然ガスの充填を行うことができない場所に設置することとされ、給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースの共用化ができない。圧縮天然ガススタンドのディスペンサー等を給油空地に設置することを可能として停車スペースを共用化した場合、圧縮天然ガス自動車の下部にガソリン等が流れ込んで火災が発生する可能性があり、圧縮天然ガス自動車の高圧ガス容器が強烈なガソリン等の火災で炙られれば、高圧ガス容器の安全弁からの急激な火炎の噴出や高圧ガス容器の破裂により、従業員、顧客、消防隊員等の生命等を損なう危険性があることから、今回の改正では、停車スペースを共用化した場合にも安全性が確保されるよう技術上の基準を整備することとする。具体的には、以下に掲げる追加基準をすべて講ずる場合又は停車スペースを共用化する給油空地内で軽油のみを取り扱う場合には、ディスペンサー等を給油空地に設置できることとする。なお、軽油は、引火点が 50℃程度であり（ガソリンはマイナス 40℃）、仮に、流出した軽油が圧縮天然ガスを充填している場所に達したとしても、火災になる危険性が低いことを踏まえ安全対策を義務づける対象から除外したものである。

【主な追加基準】

○ガソリン等（軽油を除く。以下同じ）の流出防止対策・流出量拡大の防止対策

- ① 非ラッチオープンノズル（※ 1）又は脱落時に給油を自動的に停止する構造及び緊急離脱カプラー（※ 2）を有するラッチオープンノズルの使用

※ 1 手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズルをラッチオープンノズル、備えていない給油ノズルを非ラッチオープンノズルという。

※ 2 固定給油設備のホースに一定以上の引張力が加わった際に、ホースが安全に分離し、分離した部分からの危険物の漏えいを防止するもの。

- ② 満量停止機能を有する給油ノズルの使用
- ③ 1 回の連続した給油量の制限
- ④ 固定給油設備の転倒時の流出防止措置

○圧縮天然ガス自動車下部等へのガソリン等の流入防止対策

ガソリン等流出時に天然ガス自動車の下部、ディスペンサー又はガス配管にガソリン等が達するのを防止する措置（傾斜及び離隔等）

○火災等緊急時の安全対策

緊急停止スイッチ（給油取扱所内のすべての固定給油設備への危険物を一斉に停止させるための装置）の設置

③新設又は改廃の必要性

給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースの共用化を可能とすることは、事業者にとって必要な敷地確保の負担が軽減され、圧縮天然ガス自動車の普及促進に寄与するものであることから、今回の改正は必要である。

(3) 関連する主要な政策：

国民生活と安心・安全 政策 19「消防防災体制の充実強化」

(4) 根拠法令

- ・危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 17 条第 3 項第 4 号、第 4 項及び第 5 項

(5) 法令の名称・関連条項とその内容

- ・危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 25 条の 2（固定給油設備等の構造）、第 27 条の 3（圧縮天然ガス等充填設備設置屋外給油取扱所の基準の特例）、第 27 条の 4（圧縮天然ガス等充填設備設置屋内給油取扱所の基準の特例）及び、第 28 条の 2 の 7（顧客に自ら給油等をさせる圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所等の特例）

2. 規制の新設又は改廃案の規制の費用及び便益

(1) 規制の費用

① 遵守費用

給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化する場合、当該施設の所有者等にとって、当該施設を消防法上の技術上の基準に適合させるための費用（設置費用、審査手数料等）が発生する。

設置費用については、今回の改正によって初めて給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化することが可能となり、当該施設の設置予定数やその規模（費用は施設の規模等によって異なる。）等について完全には把握できないため、具体的な費用の定量化及び金銭価値化による分析は困難である。

また、市町村長等に対する設置又は変更許可の申請及び完成検査に係る審査に係る手数料は、当該地方公共団体が地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）に定める金額と同一の金額を条例で定めている場合、屋外給油取扱所 1 施設あたりに発生する費用は以下の通りである。

・ 取扱所の設置許可申請に対する審査手数料	52 千円
・ 取扱所の設置許可に係る完成検査手数料	26 千円
・ 取扱所の位置、構造又は設備の変更許可申請に対する審査手数料	26 千円
・ 取扱所の位置、構造又は設備の変更許可に係る完成検査手数料	13 千円

② 行政費用

給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化する場合、市町村長等には設置又は変更許可の申請に対する審査及び完成検査に係る費用が発生するが、これらの費用は各地方公共団体の条例に定めるところにより危険物施設の所有者等から手数料として徴収される（上記参考）。

③ その他の社会的費用

給油取扱所内に圧縮天然ガス充填設備を設置する場合、ガソリン等流出事故が発生した際の火災危険性の観点から、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー等は給油空地外であるほか、給油空地において圧縮天然ガスの充填を行うことができない場所に設置することとされていたが、今回の改正内容に基づいて給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースの共用化を図っても必要な安全対策をとることにより、火災発生危険性の伴う社会的費用は発生しない。

(2) 規制の便益

① 遵守便益

停車スペースを共用化する場合の技術上の基準が整備されることで、事業者にとっては、必要な敷地確保の負担が軽減されるとともに、都心等広大な敷地を確保することが難しい場所に圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所を設置することができるなど、新たなビジネスチャンスが生まれるという便益が生じる。

② 行政便益

停車スペースを共用化する場合の技術上の基準が整備されることで、圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所における安全を確保し、従業員、顧客、消防隊員等の生命、身体及び財産を守ることができるという便益が生じる。

③ その他の社会的便益

停車スペースの共用化を可能とすることで、給油取扱所を設置する事業者の必要な敷地確保の負担が軽減し、圧縮天然ガス自動車の普及促進に有効であるという便益が生じる。

3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

規制の見直しに伴い停車スペースを共用化する場合、設置費用、審査手数料等の事業者の費用負担や設置又は変更許可の申請に対する審査及び完成検査に係る市町村長等の費用負担（徴収した手数料により支弁される）が発生するが、停車スペースを共用化することによる必要な敷地確保の負担の軽減に伴うビジネスチャンスの拡大や圧縮天然ガス自動車の普及促進という便益は大きく、また従業員、顧客、消防隊員等の生命、身体及び財産を守ることができるという便益が発生することも総合的に勘案すると便益は費用に見合ったものであり、また事業者（危険物施設等の所有者等）がその費用を負担することについては十分な合理性があると考えられるため、今回の改正は適切なものであると考えられる。

4. 規制の新設又は改廃案と代替案との比較

代替案なし。

（理由）

危険物行政においては、危険物規制に係る許認可等の事務を都道府県又は市町村長が自治事務として行い、基準や手続き等の枠組みを必要最小限の範囲で国が定めることを基本としている。これは、危険物の規制は高度に技術的な内容を含んでいること、同一の危険物に対する規制に係る基準が地方公共団体間で異なると関係事業者等に必要以上の負担を強いることになり経済活動の障害となるおそれ大きいこと等によるものであり、今回の規制についても同様の理由から、その制定主体を地方公共団体に委ねることは適当ではない。また、停車スペースを共用化する事例が現状においてないため、今回定めようとする技術上の基準以外の代替手段については、当該規制の実施状況、社会経済情勢の変化等にあわせて検討すべき事項である。

5. 有識者の見解、評価に用いた資料その他関連事項

(1) 有識者の見解

消防庁では平成 25 年度から 27 年度にかけて「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会」(座長: 林 光一 青山学院大学理工学部教授)を開催し、停車スペースを共用化する場合の安全対策のあり方について検討を行い、平成 27 年 12 月 24 日に検討結果をとりまとめた報告書を公表した。

当該検討会において、現行法令の圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所(危険物の規制に関する規則第 27 条の 3)の停車スペースを共用化する場合に必要な安全に関する技術基準について国内の事故統計、想定される事故シナリオ、試験やシミュレーションによる検証等に基づき検討され、一定の安全対策を講じることにより停車スペースの共用化は可能との知見が得られた。

今回の改正は、当該報告書を踏まえ、停車スペースを共用化する場合の技術上の基準を規定するものである。

○天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会

【http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h27/tennen_kyouyouka/index.html】

○天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する報告書

【http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h27/tennen_kyouyouka/06/houkoku.pdf】

(2) 評価に用いた資料その他関連事項

・規制改革実施計画(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)

【http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/publication/p_index.html】

「天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所における天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化

消防庁は、天然ガス自動車の普及拡大を図るべく、ドイツ等諸外国の事例を踏まえ、天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所において、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化するための方策につき、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し、結論を得る。」

6. レビューを行う時期又は条件

当該規制の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じレビューを行うものとする。